

## 「みやぎポイント」プロモーション等業務 企画提案募集要領

この要領は、宮城県が実施する「みやぎポイント」プロモーション等業務を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、優れた提案及び能力を有し、最も確と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

### 1 委託業務の目的

「みやぎポイント」プロモーション等業務（以下「プロモーション業務」という。）は、域内消費の循環による地域経済の活性化に係る実証と、防災等への利用が可能なデジタル身分証アプリの普及を目的として、同アプリの利用者である県民に対して、県内の施設で利用可能なデジタル地域ポイントを付与するものである。

「プロモーション業務」の受託者は、アプリの運用、住民相談会の開催、コールセンターの設置、店舗開拓等を先行して受託した事業者と連携しながら、事業のプロモーションと店舗への精算を実施することとなる。

### 2 委託業務の内容

#### (1) 委託事業の内容

「みやぎポイント」プロモーション等業務に係る仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

#### (2) 委託期間

契約締結の日から令和7年3月20日（木）まで

### 3 事業費（委託上限額）

291,600,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

### 4 企画提案に応募できる事業者

次のすべての条件に該当する者のみ、応募することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) この事業の募集開始時から企画提案書提出までの間に、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。
- (3) 宮城県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者。
- (4) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。
- (5) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律194号）第3条に規定するもの）に該当しない者であること。
- (6) 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）に該当しない者であること。

- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 225 号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者（会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者を除く。）であること。
- (8) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者（民事再生法に基づく再掲計画許可の決定を受けている者を除く。）であること。
- (9) 仕様書に定める業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び発注者（県）の指示に柔軟に対応できること。

## 5 企画提案スケジュール

(1) 企画提案募集の公告 (出納局契約課及び富県宮城推進室の HP に掲載)	令和 6 年 10 月 23 日（水）
(2) 業務に関する質問受付 (電子メールのみ)	令和 6 年 10 月 23 日（水）から 令和 6 年 10 月 29 日（火）正午まで
(3) 参加表明書の提出期限	令和 6 年 10 月 31 日（木）午後 5 時（必着）
(4) 企画提案書の提出期限	令和 6 年 11 月 7 日（木）午後 5 時（必着）
(5) 一次審査（応募者が 3 者を超えた場合に実施）	令和 6 年 11 月 8 日（金）
(6) 委託候補者選定委員会	令和 6 年 11 月 11 日（月）【予定】
(7) 選定結果の通知及び公表	令和 6 年 11 月中旬【予定】
(8) 選定業者との見積合わせ	令和 6 年 11 月下旬【予定】

## 6 事業に関する質問及び回答

本事業に関する質問については、次により質問書（任意様式）を提出すること。

なお、口頭及び電話による質問については受け付けない。

- (1) 受付期間：令和 6 年 10 月 23 日（水）から令和 6 年 10 月 29 日（火）正午まで
- (2) 提出先：宮城県経済商工観光部富県宮城推進室商工企画班
- (3) 提出方法：電子メールにより提出する。  
メールアドレス：[fukensuip@pref.miyagi.lg.jp](mailto:fukensuip@pref.miyagi.lg.jp)
- (4) 回答方法：質問に対する回答は、令和 6 年 10 月 30 日（水）までに富県宮城推進室のホームページにおいて公表する。  
ただし、質問又は内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、当該質問者に対してのみ回答する。  
また、質問の内容によっては回答しないこともある。

## 7 参加表明書の提出

- (1) 提出期限：令和 6 年 10 月 31 日（木）午後 5 時まで（必着）
- (2) 提出方法：持参又は郵送とする。  
持参の場合の受付時間は、土曜、日曜、祝日を除く午前 9 時から午後 5 時までとする。郵送の場合は、封筒に「参加表明書在中」と朱書きの上、簡易書留等の配達記録が残る方法とすること。

- (3) 提出先：宮城県経済商工観光部富県宮城推進室商工企画班  
〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号
- (4) 提出書類：企画提案参加表明書（様式 1 号）
- (5) 注意事項：参加表明書の提出がなかった者からの企画提案書等の提出は受け付けない。

## 8 企画提案書の提出

- (1) 提出期限：令和 6 年 11 月 7 日（木）午後 5 時まで（必着）
- (2) 提出方法：持参又は郵送とする。  
持参の場合の受付時間は、土曜、日曜、祝日を除く午前 9 時から午後 5 時までとする。郵送の場合は、封筒に「企画提案書在中」と朱書きの上、簡易書留等の配達記録が残る方法とすること。
- (3) 提出先：宮城県経済商工観光部富県宮城推進室商工企画班  
〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号
- (4) 提出書類
- イ 企画提案参加届出書（様式 2 号） 1 部
  - ロ 企画提案書 10 部
    - ・ 規格は A4 判とする。
    - ・ 表紙を付け、表紙には提案事業者の名称、担当者名及び連絡先を記載すること。
    - ・ 各ページに通し番号を付すること。
    - ・ 片面印刷で 35 ページ以内とする（表紙及び目次はページ数に含まない）。
  - ハ 企画提案募集条件に係る宣誓書（様式 3 号） 1 部
  - ニ 類似業務の受託実績（様式 4 号） 10 部
  - ホ 事業経費積算書（任意様式） 1 部
- (5) 提出後の変更等  
提出された書類については、提出後の訂正、差し替え、変更及び取消は一切認めない。また、提出された書類については返却しない。
- (6) 失格事項  
次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
- イ 提出された企画提案書等に記載されている文字の判別が困難である場合、又は文意が不明である場合
  - ロ 本実施要領に従っていない場合
  - ハ 下記 9（5）に示すプレゼンテーションに参加しなかった場合
  - ニ 同一の団体等が、2 つ以上のプレゼンテーションに参加した場合
  - ホ 次に該当する場合  
民法（明治 29 年法律第 89 条）第 90 条（公序良俗違反）、第 93 条（心裡留保）、第 94 条（虚偽表示）又は第 95 条（錯誤）に該当する提案
- (7) その他
- イ 企画提案書の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式 5 号）を提出すること。

ロ 企画提案書の再提出は、認めない。

ハ 審査は提出された企画提案書により行うが、提案書受付後、提案内容について説明を求めることがある。

## 9 契約相手方の決定

### (1) 契約予定者の選定

企画提案書の受領後、「みやぎポイント」プロモーション等業務企画提案に関する選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、応募者の企画提案内容を総合的に審査し、最も効果的かつ効果的な企画を提案した事業者1者を契約予定者として選定する。

### (2) 審査方法

イ 企画提案書及び応募者による提案内容の説明（プレゼンテーション）について、審査基準に基づき委員ごとにそれぞれ採点評価・順位付けを行い、各委員が付けた順位点の総計が最も高い応募者1者を契約予定者として選定する。

ロ イにおいて、順位点の総計が最も高い応募者が複数ある場合は、各委員が採点した評価点が最も高い応募者1者を契約予定者として選定する。評価点が高点の場合は、委員長が契約予定者を選定し、選定に当たり疑義が生じた場合は、選定委員会で協議の上、契約予定者を選定する。

ハ イ及びロの規定にかかわらず、企画提案者の評価合計点が満点の6割に満たない場合は選定しないものとする。

### (3) 審査基準

イ 審査項目及び評価点の配点（合計100点）は下記のとおりとする。

評 価 基 準		
評価項目	評価の観点	配点
全 般	①仕様書の内容を理解し、必要な内容が提案されているか。 ②実施方法や日程等が具体的かつ現実的な提案となっているか。	10
事業内容	①事業目標である、県民の10%以上によるアプリ導入の達成が見込まれるプロモーション内容となっているか。 ②友達紹介や抽選等のアプリ仕様を十分に理解した上で、これらを活かすプロモーションの手法が選択されているか。 ③プロモーションの内容が具体的で、費用対効果に優れる事業内容となっているか。	50
業務履行能力	①実施体制・運営体制は提案内容を実施するに当たり適切であるか。 ②事業実施にあたり十分なノウハウを備えているか。	20
独自提案	①仕様書の内容をさらに充実させる、優れた提案となっているか。 ②事業目標の達成に資する効果的で実現可能な内容となっているか。	10
予 算	①積算単価や数量等は妥当なものであるか。 ②提案内容との整合性は取れているか。	10
合計		100点

ロ 順位点は、次のとおりとする。

1位：3点 2位：2点 3位：1点

(4) 第一次審査（書面審査）

イ 実施日：令和6年11月8日（金）

ロ 審査方法

応募のあった企画提案書について、(3)審査基準に基づき審査し、上位3者を選定する。  
採点評価・順位付けは(2)イ及びロに規定する方法に準ずる。

ハ 一次審査結果の通知

全ての応募者に対し、令和6年11月8日（金）に電子メールで選定結果を通知する。また、上位3者に対してはプレゼンテーション審査日程をあわせて通知する。

なお、一次審査を実施しなかった場合は、全ての応募者に対しプレゼンテーション審査日程をメール及び書面にて通知する。

(5) プレゼンテーション審査（予定）

イ 実施日：令和6年11月11日（月）

※詳細は改めてメール及び書面にて通知する。

ロ 実施会場：仙台市仙台市青葉区上杉1丁目2-3  
宮城県自治会館 201 会議室

ハ 審査方法

- ・ 参加者は、応募者1者につき3名以内とする。
- ・ 応募者1者当たりの持ち時間は30分（説明15分、質疑応答15分）とする。
- ・ プレゼンテーション審査に参加しない応募者の提案は、無効とする。
- ・ 応募者は、応募した企画提案書（書面）に基づいて提案内容の説明を行うものとし、当日の追加資料の配布等は認めない。

ニ プレゼンテーション審査結果の通知

審査終了後は、プレゼンテーション審査に参加した応募者に審査結果を速やかに書面にて通知することとし、選定結果を後日、宮城県経済商工観光部富県宮城推進室ホームページで公表する。

(6) その他

審査（選定）内容に関する質問には応じないものとする。

## 10 応募者が1者又ははない場合の取扱い

(1) 応募者が1者の場合

上記9(5)によるプレゼンテーション審査を実施し、業務を適切に実施できると判断される場合は、契約予定者として選定する。

(2) 応募者がいない場合

選定委員会に諮った上で、再度企画提案を募集する。

## 11 委託契約について

### (1) 契約手続

発注者は、委託候補者と、宮城県財務規則（昭和 39 年宮城県規則第 7 号）に定める随意契約の手続により、予定価格の範囲内で見積合わせを行い、本業務を委託するものとする。

### (2) 業務委託仕様書

契約時における仕様は、別紙仕様書の記載事項を基本とするが、委託候補者との協議の上、加除修正することができるものとする。

### (3) 委託料の支払条件

業務委託料の支払条件については、発注者と委託候補者との協議により、契約書で定めるものとする。

### (4) 契約保証金

委託候補者は、契約保証金として契約額の 100 分の 10 以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、財務規則第 114 条各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

## 12 注意事項

(1) 企画提案に要する費用は、すべて企画提案者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書等は、行政文書となるため、情報公開条例（平成 11 年宮城県条例第 10 号）による開示請求があった場合、非公開部分（個人情報や公開することにより企画提案書の権利、企業の利益等が損なわれると認められる情報など）を除き、開示することとなる。